



令和6年4月18日
高知県
高知地方気象台

令和6年4月17日23時14分頃の豊後水道の地震に伴う

高知県土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

令和6年4月17日23時14分頃の豊後水道で発生した地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった市町村については土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

令和6年4月17日23時14分頃の豊後水道で発生した地震により、高知県では、宿毛市で震度6弱を観測しました。

この地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、当分の間、高知県と高知地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準について、下記のとおり通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

記

通常基準の7割の暫定基準を設ける市町村
宿毛市

今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。なお、高知県が提供する土砂災害危険度情報^{*}や気象庁が提供する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）^{*}についても、今回の暫定基準を反映した判定結果となるため、引き続き避難対象地域の絞込みに活用してください。

※高知県の土砂災害危険度情報と気象庁の土砂キキクルは、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。

高知県 <https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/MapForm.aspx>

気象庁 <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:8/elements:land>

詳細については、以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/doshakeikai.html#b>

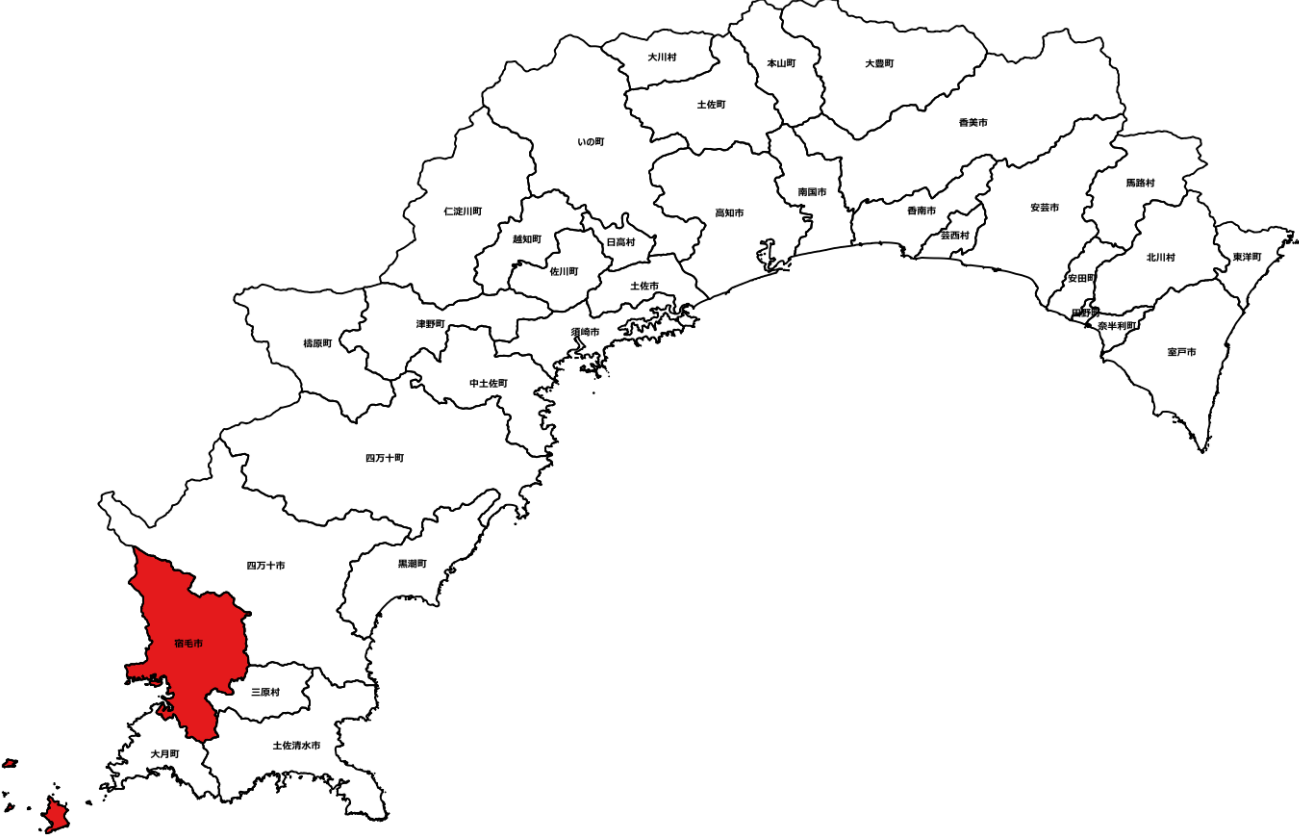
問合せ先：高知県土木部防災砂防課 担当 竹内

電話 088-823-9847

高知地方気象台 担当 亀山

電話 088-822-8882

通常基準を暫定的に引き下げて運用する市町村



土砂災害警戒情報の通常基準を7割に引き下げて運用する市町村

<参考資料>土砂災害警戒情報の暫定基準の設定

- 土砂災害警戒情報は、土壌雨量指数（横軸）と 60 分雨量（縦軸）を用いて基準を定め、2 時間先までの土壌雨量指数と 60 分雨量の値が基準以上となると予想された時点で発表します。
- 地震の揺れの大きかった地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられることから、土壌雨量指数の基準を通常より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

土壌雨量指数の通常基準に乗じる割合	
震度 5 強の地域	震度 6 弱以上の地域
8 割 (2 割引き下げる)	7 割 (3 割引き下げる)

- 暫定基準設定のイメージ

